

委員会の傍聴に関する要綱

1 公開する委員会の範囲

常任委員会，議会運営委員会および特別委員会とする。なお，これら委員会の分科会，小委員会および連合審査会を含む。

2 開催の広報

委員会の招集通知をする時点で，委員会名・開催日時・開催場所・予定議題を市民に広報するものとする。ただし，定例会，臨時会の会期中に開催する委員会については，会期日程を広報することで代えるものとする。

3 傍聴の受付

- (1) 受付は，委員会の開催の日の始業時から，議会事務局事務室で行う。
- (2) 受付は，委員会ごとに行う。
- (3) 同一人による複数の委員会の同時受付は行わず，傍聴人が1委員会の傍聴を終え，同日開催されている他の委員会を傍聴しようとする場合は，改めて当該委員会の受付を行う。
- (4) 定員を超えて傍聴しようとする者がある場合は，空席待ちをする者以外は受付を行わない。
- (5) 団体扱いは認めない。
- (6) 傍聴人の年齢制限は行わない。ただし，小学生以下で傍聴しようとする者は，父母等の引率者を必要とする。
- (7) 座席を必要としない乳幼児を同伴する者は1席とする。
- (8) 車いすを使用する者はそのまま入室し1席とする。
- (9) 障害者，病人，高齢者等については，歩行に必要な盲導犬，装具等を携えて入室することができる。
- (10) 障害者，病人，高齢者等の同伴者については，別に，委員会を傍聴しようとする者としての手続きを必要とする。

4 傍聴章

4色の傍聴章で委員会の区分をする。

総務常任委員会（赤色） 経済建設常任委員会（青色）

民生常任委員会（黄色） 議会運営委員会（緑色）

予算特別委員会（赤色） 決算特別委員会（青色）

その他の特別委員会は，その都度4色のいずれかに区分する。

5 傍聴人の定員

(1) 委員長は，一般席における傍聴で，当該委員会の全ての報告部局に確認して理事者席に空席がある場合，理事者席を使用し，定員を超えて傍聴させることができる。

(2) 委員長は，市政記者席における傍聴で，委員外議員席に空席がある場合，委員外議員席を使用し定員を超えて傍聴させることができる。

なお，委員外議員席に空席がない場合，議事に支障がない範囲で席を用意し定員を超えて傍聴させることができる。

6 撮影，録音の禁止

(1) 一般席における傍聴人から写真，ビデオ，映画等の撮影，録音等の申し出がある場合は，報道を目的とする者に限り写真撮影のみ，委員長が認めるものとする。

(2) 市政記者がビデオ，映画等の撮影をするためカメラを持ち込む場合は，事前に委員長へ連絡するものとする。

(3) 撮影に際しては，フラッシュ等の照明器具使用は認めないこととする。

附則 この要綱は，平成10年7月15日から施行する。

附則 この要綱は，平成19年5月2日から施行する。